

## 大和市企業活動振興条例

### 1. 新規立地奨励金

<p><b>【対象企業】</b> 市外から市内に新規進出する事業者（製造業、情報通信業、自然科学研究所）</p> <p><b>【対象地域】</b> 大和市内</p>	<p><b>【その他の要件】</b> 投下資本額1,000万円以上</p> <p><b>【支援内容】</b> 新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税の納税見込額の6倍。ロボット産業は12倍（1億円を上限とする。ロボット産業は2億円を上限とする※1回）</p>
--	--

### 2. 事業拡大奨励金

<p><b>【対象企業】</b> 市内で3年以上操業している企業（製造業、情報通信業、自然科学研究所）</p> <p><b>【対象地域】</b> 大和市内</p>	<p><b>【その他の要件】</b> 投下資本額1,000万円以上</p> <p><b>【支援内容】</b> 事業の拡大のために移設、増築または建替えを行う場合に、新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税の納税見込額の6倍。ロボット産業は12倍（1億円を上限とする。ロボット産業は2億円を上限とする※都度）</p>
---	---

### 3. 設備投資奨励金

<p><b>【対象企業】</b> 市内で3年以上操業している企業（製造業、情報通信業、自然科学研究所）</p> <p><b>【対象地域】</b> 大和市内</p>	<p><b>【その他の要件】</b> 投下資本額1,000万円以上</p> <p><b>【支援内容】</b> 事業の拡大のために新たな設備投資を行う場合に、新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税の納税見込額の6倍。ロボット産業は12倍（5,000万円を上限とする。ロボット産業は1億円を上限とする※都度）</p>
---	---

### 4. 投資促進奨励金

<p><b>【対象企業】</b> 市外から市内に新規進出する事業者、市内で3年以上操業している企業（いずれも製造業、情報通信業、自然科学研究所）</p> <p><b>【対象地域】</b> 大和市内</p>	<p><b>【その他の要件】</b> 上記の新規立地奨励金、事業拡大奨励金、設備投資奨励金のいずれかの奨励金を受けた企業</p> <p><b>【支援内容】</b> 新たに取得した当該立地に係る土地を除く固定資産に課する固定資産税及び土地、建物に課する都市計画税、それぞれの税相当額を合算した額の1/2を奨励金として交付（3年度分）</p>
--	---

### 5. 賃貸オフィスビル等入居奨励金

<p><b>【対象企業】</b> 市内の1,000㎡以上の床面積を有する賃貸オフィスビル等を新たに賃借し、1年以上操業した企業（製造業、情報通信業、自然科学研究所）</p> <p><b>【対象地域】</b> 大和市内</p>	<p><b>【支援内容】</b> 賃料の1/2を奨励金として交付（月額50万円、年額600万円を上限とする。※1回&lt;1年分&gt;）</p>
--	---

### 6. 健康企業奨励金

<p><b>【対象企業】</b> 市内で3年以上操業している企業で、国の健康経営優良法人認定制度の認定を受けた企業</p> <p><b>【対象地域】</b> 大和市内</p>	<p><b>【その他の要件】</b> 社員の健康増進に取り組む企業として市長が認定した場合</p> <p><b>【支援内容】</b> 100万円を奨励金として交付（1回）</p>
---	---

## 工場立地法による緑地面積率等の緩和 (大和市工場立地法の緑地面積率等に係る準則を定める条例)

<p><b>【対象企業】</b> 工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑化面積率等の基準を緩和</p> <p><b>【対象地域】</b> 工業地域、準工業地域</p>	<p><b>【支援内容】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>敷地面積1ha未満の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑地面積率</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td>環境施設面積率</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>敷地面積1ha以上の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑地面積率</td> <td>14%以上</td> </tr> <tr> <td>環境施設面積率</td> <td>19%以上</td> </tr> </table>	敷地面積1ha未満の場合		緑地面積率	10%以上	環境施設面積率	15%以上	敷地面積1ha以上の場合		緑地面積率	14%以上	環境施設面積率	19%以上
敷地面積1ha未満の場合													
緑地面積率	10%以上												
環境施設面積率	15%以上												
敷地面積1ha以上の場合													
緑地面積率	14%以上												
環境施設面積率	19%以上												

問合せ

大和市市民経済部産業活性課 (046)260-5135